



警察庁

National Police Agency

インターネット利用に係る 子供の犯罪被害等の防止について

警察庁生活安全局人身安全・少年課

課長 阿波 拓洋

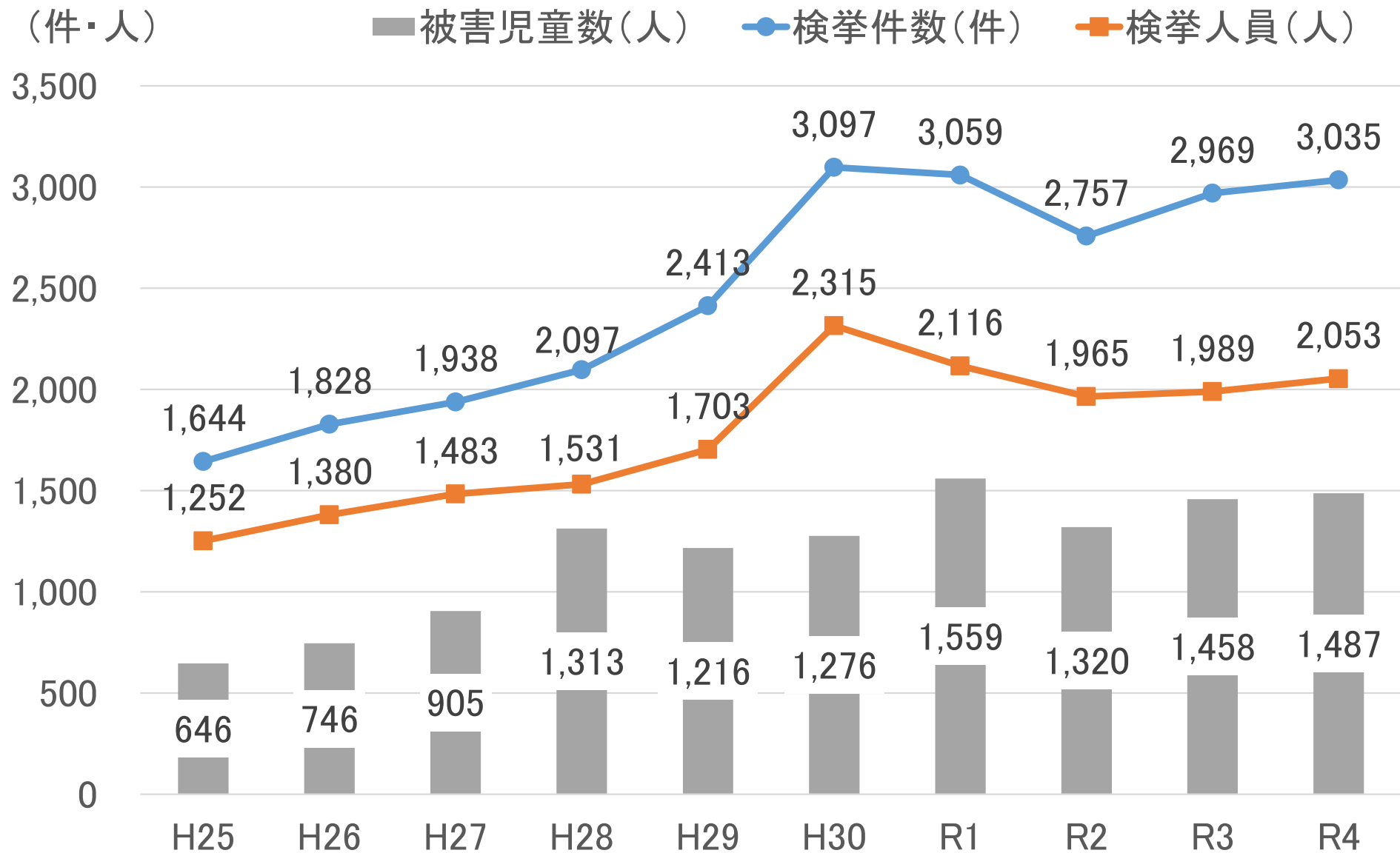


警察庁

National Police Agency

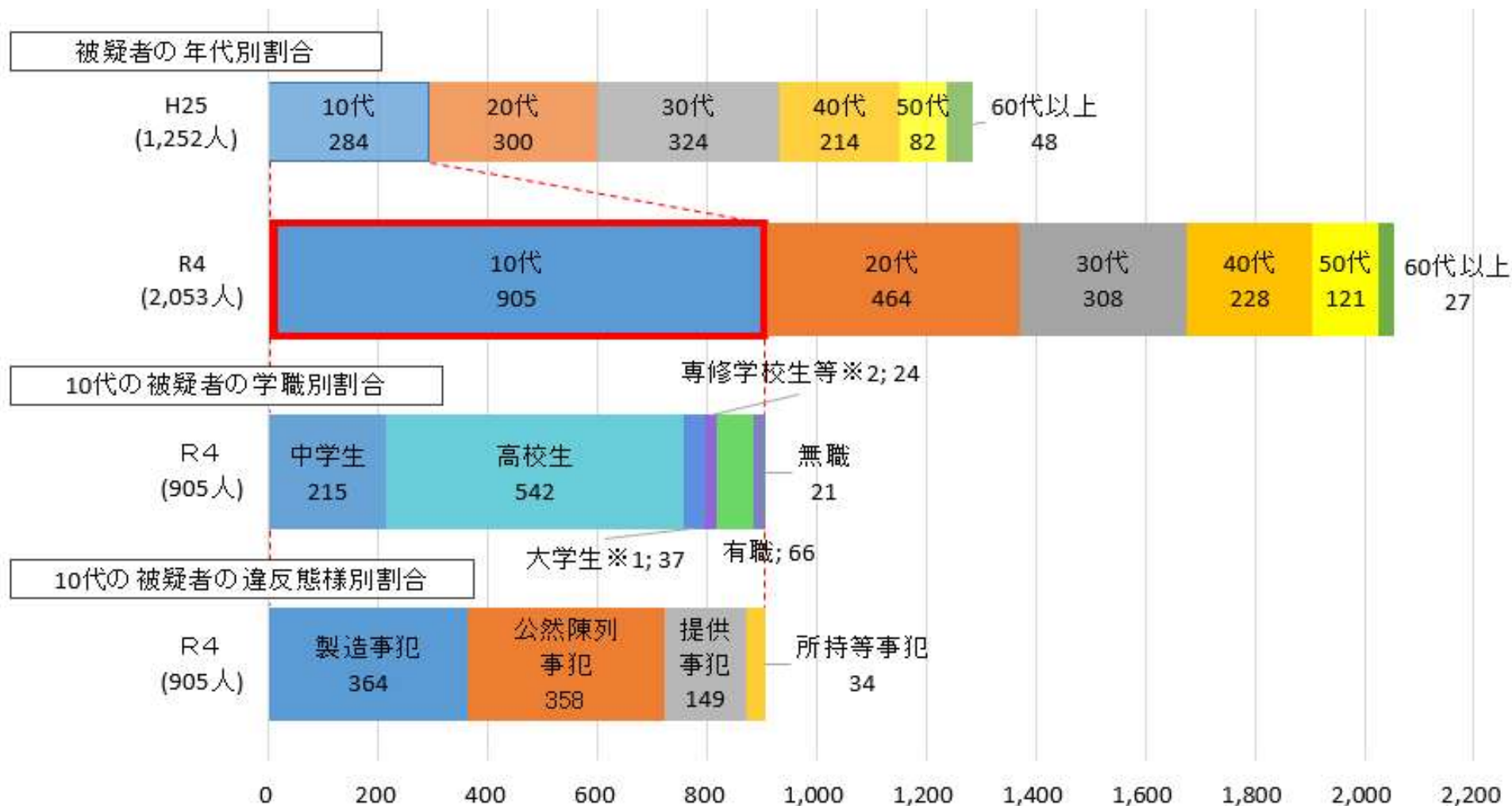
1. 統計（令和4年）

【児童ポルノ事犯】検挙件数・検挙人員・被害児童数の推移



令和4年における児童ポルノ事犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数はそれぞれ3,035件、2,053人、1,487人で、いずれも前年より増加。

【児童ポルノ事犯】被疑者の年代別・学職別・違反態様別の割合

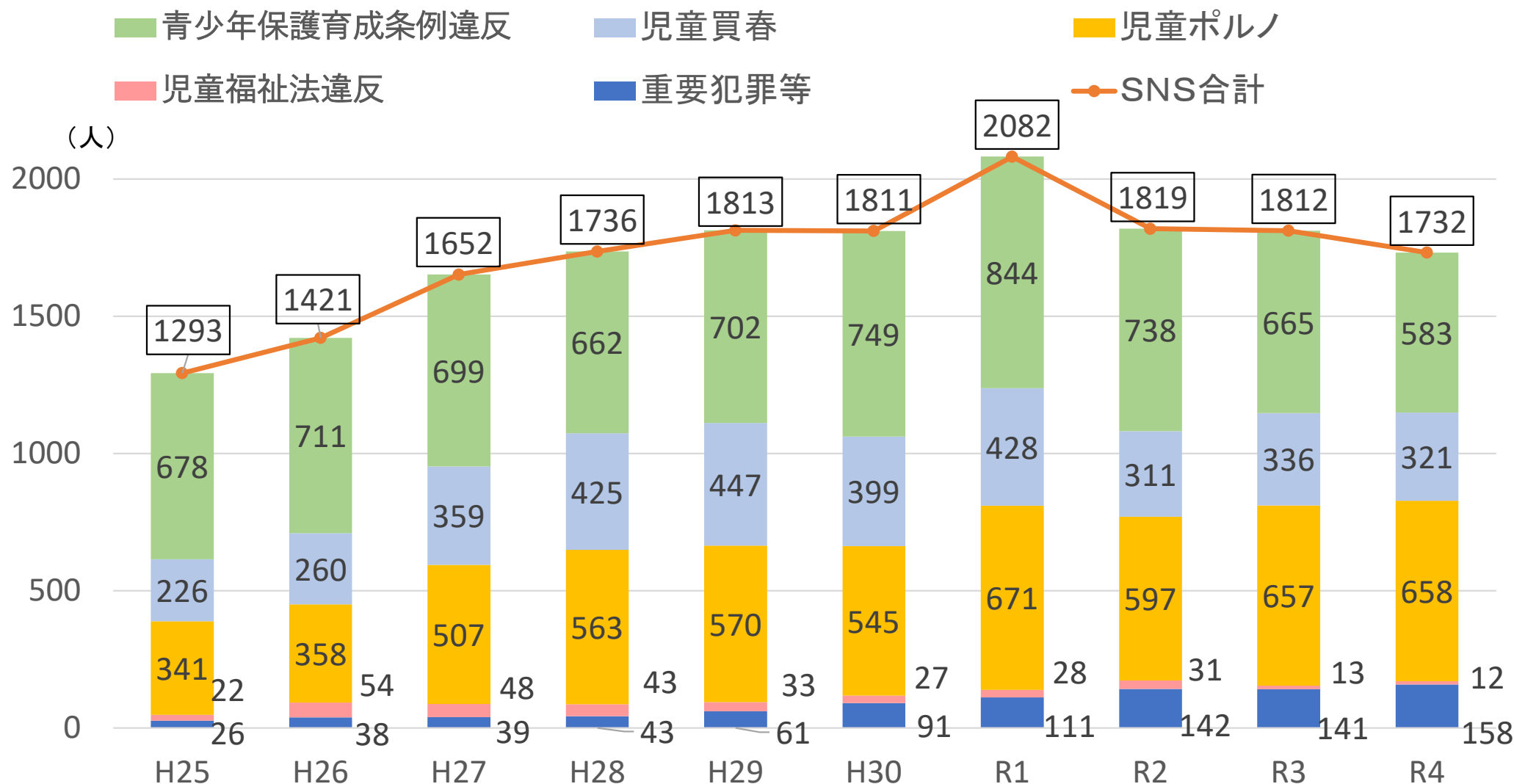


※1 「大学生」には、高等専門学校の4年生・5年生の学生を含む。

※2 「専修学校生等」とは、学校教育法第124条の専修学校の生徒及び同法第134条の各種学校に在学している者をいい、予備校生、公共職業能力開発施設において職業訓練を受けている者を含む。

令和4年における児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合では、10代が最多で、平成25年と比べ621人(219%)増加した。10代が全体に占める割合は、平成25年は22.7%であったが、令和4年では44.1%を占める。10代の被疑者の学職別割合では、高校生が最多で、全体の59.9%を占める。10代の被疑者の違反態様別を見ると、製造事犯が最多で、全体の40.2%を占める。

【SNSに起因する事犯】罪種別の被害児童数の推移



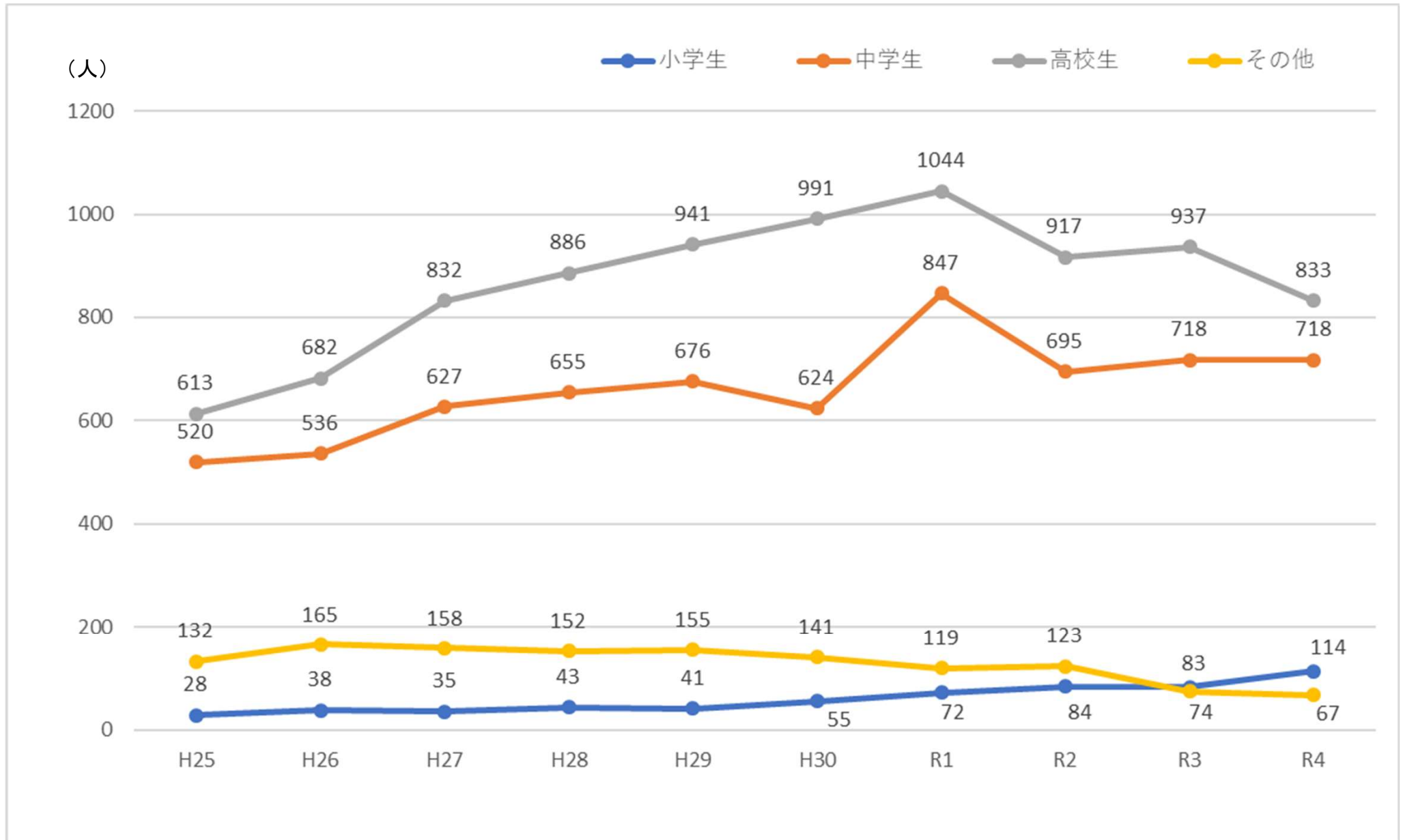
※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童数は、1,732人であり、前年からは4.4%減少したもののおおむね横ばい状態であり、依然として高い水準で推移している。

【SNSに起因する事犯】学職別の被害児童数の推移



被害児童を学職別で見ると高校生と中学生で全体の89.5%を占めている。
また、小学生は114人であり、前年と比較して37.3%増加している。

【SNSに起因する事犯】被害児童の状況

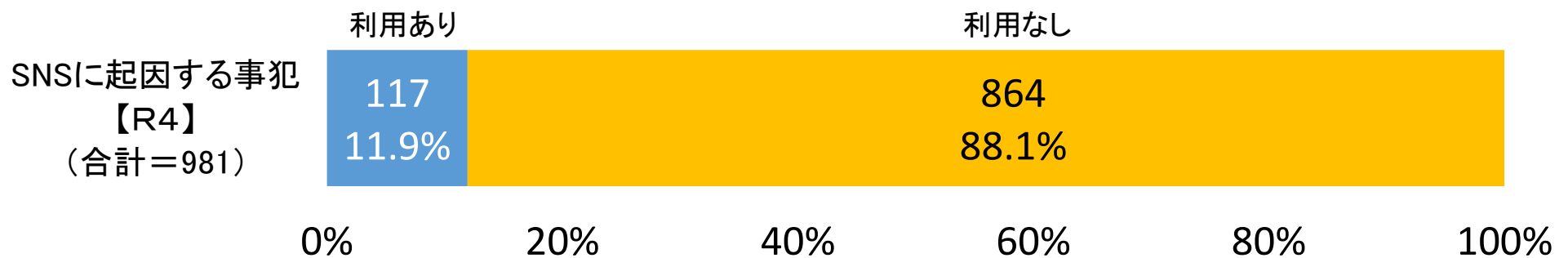
【フィルタリングの利用状況】有無

※ 内閣府調査：子供のインターネット利用に関する保護者の取組

(人)



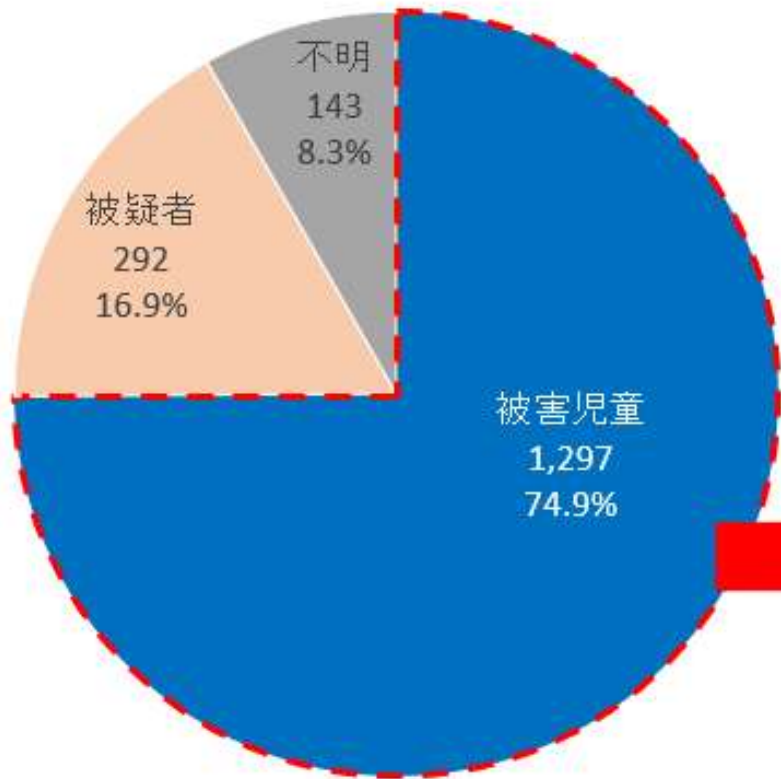
※調査結果は四捨五入しているため、内訳の合計値が一致しない場合がある。



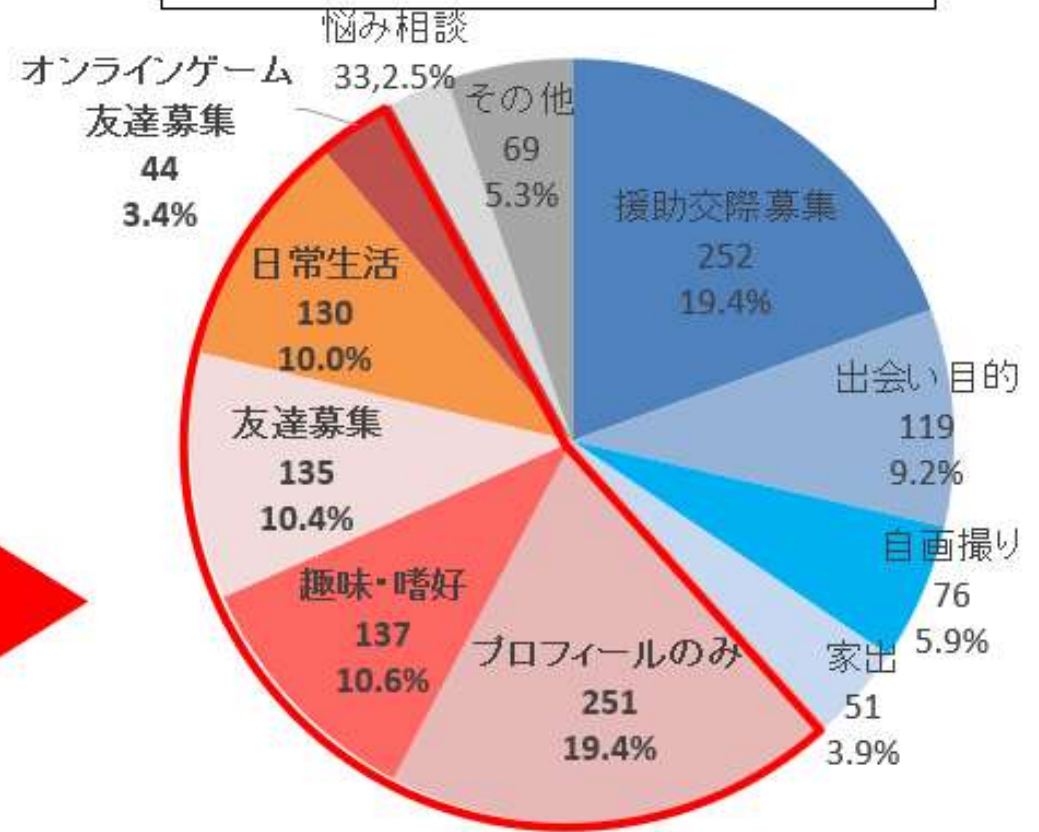
内閣府の調査によると、「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した小中学生・高校生（満10歳以上満17歳以下）の保護者による子供のネット利用の管理方法は、フィルタリングで管理しているのは43.6%。一方でフィルタリングの利用の有無が判明した令和4年のSNSに関する事犯の被害児童の内、フィルタリングを利用していたのは11.9%。

【SNSに起因する事犯】最初に投稿した者と投稿内容の内訳

最初に投稿した者



被害児童(1,297人)の投稿内容の内訳



※ 投稿には、文章や画像、動画のほか、ライブ配信等を含む。

※ 投稿内容は、被害児童からの聞き取りによるもの。

※ SNSとは、多人数とコミュニケーションを取れるウェブサイト等で、通信ゲームを含む(届出のある出会い系サイトを除く)

※ SNSに起因する事犯とは、SNSを通じて面識のない被疑者と被害児童が知り合い、交際や知人関係等に発展する前に被害にあった事犯

※ 対象犯罪は、児童福祉法違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、青少年保護育成条例違反、重要犯罪等(殺人、強盗、放火、強姦、略取誘拐、人身売買、強制わいせつ、逮捕監禁)

構成比は、小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が必ずしも100%とは限らない。

令和4年におけるSNSに起因する事犯の被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が74.9%を占める。被害児童の投稿内容の内訳は、「プロフィールのみ」や「趣味・嗜好」、「友達募集」、「日常生活」、「オンラインゲーム友達募集」で半数以上(53.7%)を占める。



警察庁

National Police Agency

2. 被害実態

SNSに起因する事犯の手口

女の子同士だと思って写真のやりとりをしたら...

女の子同士で下着姿の写真を交換したAさん

でも相手は実は男性で、Aさんは脅迫されてしまった！



SNSに「家出したい」と書き込んだら親切な人が現れて...

BさんがSNSに「家出したい」と書き込んだら親切な人が声をかけてくれて...

でも相手の家に行ったら、監禁されて性被害にあってしまった！

帰ってこないBさんを両親は泣きながら探しています...



SNSに起因する事犯の検挙事例

① 女子中学生に対する強要、児童ポルノ製造事件

令和3年8月、被疑者(当時27歳、男)は、SNSを利用して被害児童(当時13歳)に裸の画像を送るよう脅迫し、被害児童に裸の画像を撮影させた上、SNSを介しその画像を送信させた。

令和4年6月、被疑者を強要、児童ポルノ製造で検挙した。

② 男子中学生等に対するわいせつ誘拐、青少年健全育成条例違反事件

令和4年4月、被疑者(当時18歳、男)は、わいせつ行為をする目的で、SNSを利用して被害児童(当時12歳)他1名を誘拐し、自宅においてわいせつ行為を行った。

同年4月、被疑者をわいせつ誘拐罪、同年5月に青少年健全育成条例違反で検挙した。

○ SNSを通じて多くの児童が、児童買春や児童ポルノ事犯、青少年保護育成条例違反のほか、一部は強制性交等、略取誘拐などの重大な被害にも遭っている。

○ SNSに起因して略取誘拐の被害に遭った児童数は高水準にあり、これはSNS等を介し、面識のない人と直接会うことに対する警戒感が低いことが被害増加の要因の一つと考えられる。

SNSに起因する事犯の検挙事例

③ 男子高校生による児童ポルノ製造事件

令和4年2月、被疑者(当時16歳・男)は、SNSで知り合った被害児童(当時16歳)とのわいせつな行為を動画撮影した。

令和4年5月、被疑者を児童ポルノ製造で検挙した。

④ 女子高校生に対する児童買春事件

令和4年1月、被疑者(当時59歳・男)は、SNSを通じて知り合った被害児童(当時16歳)に対償を供与する約束をして、性交を行った。

同年4月、被疑者を児童買春で検挙した。

- 児童が自らを撮影した画像に伴う被害は、画像がネット上で公開される恐れがあり、一度公開されると、完全な削除が困難。自画撮り要求行為を禁止する条例が37都道府県で運用されている。
- 児童が加害者となる事例もある。
- 高額な対償を供与するなどの約束をして児童に言い寄り、断れない雰囲気と言葉巧みに作り出すなどして、更なる危害を加えている事例も多い。



警察庁

National Police Agency

3. 対策

警察における対策

警察庁の取組

○ 広報啓発資料

警察庁では、対象年齢に応じた各種啓発用のリーフレット等を作成し、幅広く活用していただけるように警察庁のウェブサイトで公開。

その他、子供が性被害等に遭いやすい状況を、実際に起こった事件に基づいて作成した再現ドラマ仕立ての被害防止対策の動画も警察庁のウェブサイトで公開。

【警察庁ウェブサイト】

https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/prevent/materials.html



○ ぴったり相談窓口

関係省庁や関係機関が開設している子供の性被害等の相談窓口の中から、利用者の相談内容に適した窓口を案内するためのサイトを開設。

【ぴったり相談窓口】

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>



○ 事業者による取組の支援等

23社(令和5年4月時点)のSNS事業者で構成する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構(SMAJ)」の青少年保護ワーキンググループにおいて、警察庁から児童被害の被害実態や被害傾向等に関する情報提供を実施。

また、同機構に参加していない事業者にあっても、個別に児童被害の実態に関する情報提供を行い、事業者の規模やサービス態様に応じた自主的な被害防対策の強化に向けた働きかけを実施。



広報啓発用リーフレット



SNSを起因とする被害の現状

子供の性被害等防止対策動画

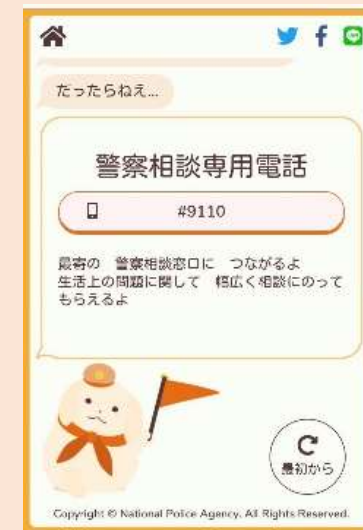
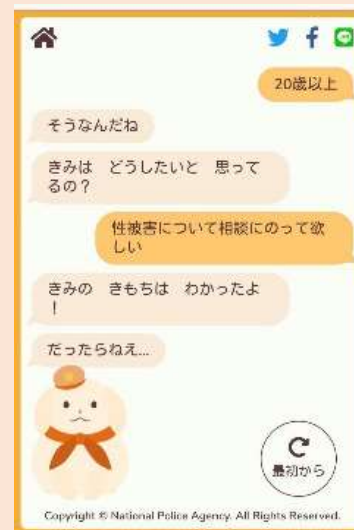
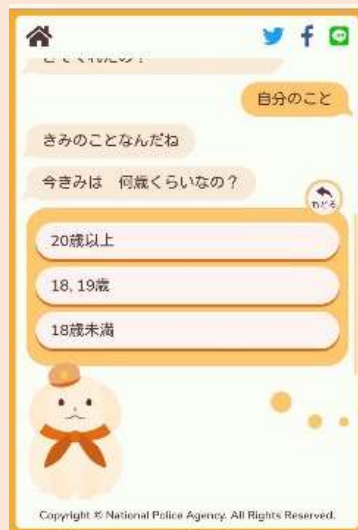
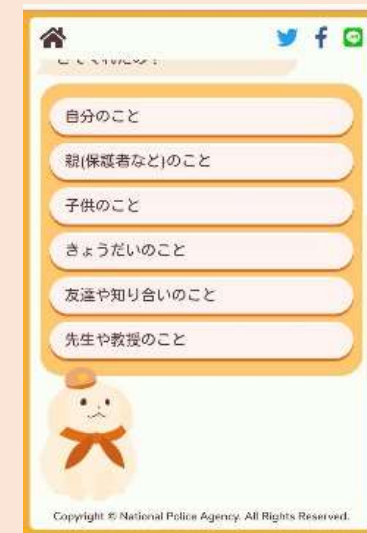
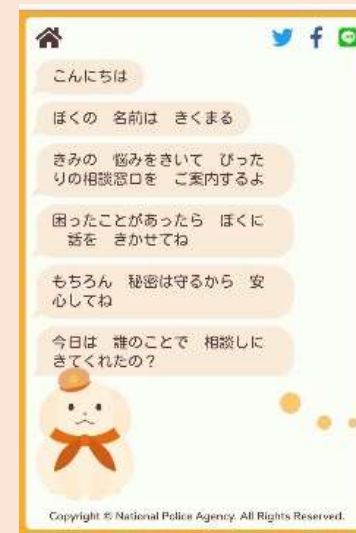


相談画面

警察における対策

ぴったり相談窓口使用例

性被害の 相談例



キャラクターとの対話形式により、相談者が選択肢から該当する項目を選択しながら進めていき、悩み事や希望する事項等に応じて最適な相談窓口を紹介

警察における対策

SNSに起因する子供の性被害等防止のための注意喚起・警告活動

サイバーパトロール

児童と思料される者による投稿

対面型

性交渉・対価交際・家出等

警察からのアドバイスです。見知らぬ人は怖いです。性犯罪や誘拐などの事件に巻き込まれる危険があります。あなたを守るのはあなたしかいません。
※些細な事でも構わないので下記相談窓口を利用してください。
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>

非対面型

児童・下着等の販売等

警察からの警告です。児童ポルノ画像を売ることや送ることは犯罪です。また、あなたの画像は、一生ネットから消えません。警察は、児童ポルノや下着を売る等の投稿を引き続きパトロールします。
※些細な事でも構わないので下記相談窓口を利用してください。
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>

誘引していると思料される者による投稿

警察からの警告です。児童買春、児童ポルノの製造や、保護者の同意なく宿泊先を提供するなどして子供を自己の支配下に置く行為等は犯罪です。あなたがこれらの犯罪を犯した場合、警察は検挙の措置を講じます。



Twitterを対象に、SNS上で援助交際の募集等、児童の性被害等につながるおそれのある書き込みを発見した場合に、警察から注意喚起・警告のメッセージを投稿するもの。



警察庁

National Police Agency